

平成 29 年度美里町教育委員会評価委員会第 1 回会議

日 時 平成 29 年 7 月 10 日 (月曜日)

午前 10 時 30 分開会

場 所 美里町役場南郷庁舎 201 会議室

出席委員

会 長 齋藤 寧

委 員 邊見 俊三

委 員 新田 耕一

欠席委員 なし

教育委員会事務局出席者

教育長 佐々木賢治

教育次長兼教育総務課長 須田政好

傍聴者 0 人

議事日程

1 開 会

2 挨拶

3 会長選出

4 議長就任

5 説明

関連する法令等について

6 審 議

1) 今後のスケジュールについて

2) 報告書の構成について

7 その他

8 閉 会

午前 10 時 30 分 開会

(委嘱状の交付)

日程第 1 開 会

○教育次長兼教育総務課長 (須田政好)

日程第２ 挨拶

○教育次長兼教育総務課長（須田政好）

○教育長（佐々木賢治） 今回この評価委員会を開催させていただきましたが、ただいま委嘱状を交付させていただきましたけれども、事前に電話でいろいろお願いをしまして、快くお引き受けいただきました。２年間という期間であります、ひとつよろしく、また継続してほしいなというふうに思っております。まず、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

先生方、前も経験されておりますので、この評価委員会は何のためにするのかということを確認させていただきますと、資料にもありますけれども、教育委員会ではいろいろ事務執行をやっております。何項目がありますけれども、我々も取り組んだ、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行状況を私たちが点検・評価するわけですが、それを報告書にまとめまして、それについて検証をしていただき、その後、議会あるいは町民への説明責任を果たすということが大きな目的となっております。

説明責任が目的ですが、その後ろには一番の大きな目的は子どもたち、美里町の幼稚園、小中学校、関連する子どもたち、たくさんいます。その子どもたち、将来の美里を担う子どもたちが健やかに成長することが大きな狙いでありまして、そのためのいろいろな仕事を私どもはやっているわけであります。

その辺も背景となっておりますので、ぜひ私たちがまとめたものを検証していただき、今後の教育行政に生かしていきたいなと思っておりますので、今日はひとつよろしく申し上げます。

簡単ではありますが、挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） 昨年に引き続きましてお世話になります。私は進行を務めます、教育委員会総務課長の須田政好です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、６月２８日付の会議の通知に後日会議資料をお届けするという御案内をさせていただきましたが、私の不手際といいますか怠惰によりまして資料が今日ぎりぎりの配付になりましたことをおわびさせていただきます。

すみません、その前に資料の訂正をお願いします。会議次第の３番目に議長選出とありますが、ここは会長の誤りです。「会長の選出」になります。大変失礼しました。条例に従いまして、会長を選出していただきます。その後、会長さんに議長に就任していただき、事務局のほうから若干説明、関連する法令あるいは条例等について説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、本日の審議でございますが、準備がなかなか未完成のものが多くて本日審議するのはそれほど多くはございません。今回お示しできなかった分につきましては、次の第2回の会議についてお示ししたいと考えています。あくまでもここに書いています日程につきましては事務局の案でございますが、7月の末頃に第2回目の会議をお願いしたいと思います。本日につきましては、お配りしました報告書の構成等を中心にお話をさせていただきます。

日程第3 会長選出

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、次第に沿いまして、次第の3、会長の選出をお願いします。お配りしております条例の資料、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の2枚目でございます。「美里町教育委員会評価委員会条例」もお配りしております。こちらの条例の第5条、会長の選出については互選と定めてございます。互選を行うに当たっては、暫時の間、教育長に仮議長をお願いしたいと思います。
- 仮議長（佐々木賢治） それでは、今、須田次長から説明がありましたが、評価委員会条例の第5条に基づきまして、委員3名の中から会長を委員の互選によって定めるというふうになっております。「会長は、会務を総理し、委員会を代表する」というふうになっております。3名の委員さんから会長さんを選んでいただきたいのでありますが、いかがでしょうか。3人で協議していただくということで。
- 委員（邊見俊三） 齋藤先生をお願いしたいのですが。今までやりましたので。
- 委員（新田耕一） 私、邊見先生にお願いしようかと思っておりましたけれども、邊見先生がそうおっしゃるので、齋藤先生にぜひお願いしたいと思います。
- 仮議長（佐々木賢治） それでは、前回まで会長をお願いしていました邊見委員さんのほうから、今回は会長を齋藤委員さんをお願いしたいという推薦がございました。

なお、齋藤委員さんのほうも快くお引き受けしますとの内諾をいただいておりますので、齋藤委員さんをお願いしたいと思います。いいでしょうか。（「はい」の声あり）では、よろしくをお願いします。

なお、第5条の3に「会長に事故があるとき」云々ということが書いてありますが、会長さんには事故はありませんので、ここでそのかわりとかということは決めないと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

万が一何かあった場合は、事務局でまたお願いしたいというふうに思います。事故というのはありませんので、よろしくをお願いします。

以上で会長の選出を終わります。

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 齋藤委員さんに会長の席のほうに移動していただきます。会長に選任されました齋藤委員さんから一言御挨拶をお願いしたいと思います。
- 会長（齋藤 寧） ここの場所に立っているというのは不思議なところもあるのですが、推薦いただいたという形になりましたけれども、微力ですがよろしくをお願いしたいと思います。

先ほど教育長先生からお話がありました。町民への説明責任はもちろんあるのですが、やっぱりその最後には小中学生、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願う目標が一番あるのだということが先ほど申されました。今、私も学生相手にやっているところなのですが、子どもたちの最善の利益などという言葉を使うのですが、幼稚園から保育所から小さい子どもたちから小中学生まで、本当にいろんな状況があったり、いろんな環境があったりとなっているのですが、その子どもにとってどうなのか、その家庭にとってどうなのか、あるいは町にとってどうなのかというようなこともあわせて考えながら、評価委員会という名目なのでございますけれども、邊見先生、それから新田先生からお力添えをいただき、3名で町のためにもしっかりと行っていけたらと思っております。

邊見先生のようになかなかうまく進められないかと思っておりますけれども、よろしく、その辺も含みながらお願いしたいと思います。それから、事故のないように過ごしていきたいと思っております。御指導のほどよろしくお願いいたします。

日程第4 議長就任

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、齋藤会長のほうに議長に就任していただきまして、5番、6番と進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

日程第5 説明

- 議長（齋藤 寧） それでは、5番の説明ということで、初めに関連する法令等ということで課長さんよりお願いしたいと思います。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 先ほど教育委員会からの委嘱状を交付させていただきました。美里町教育委員会評価委員会委員に御就任いただきましてありがとうございました。こちらの評価委員会の法的な定め、それについて、任期がスタートする最初の第1回目でございますので、各委員の皆様、重々御承知かと思われませんが、確認をさせていただきたいと思

ます。

まず、1つは、上位の法律としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございます。

こちらの第26条をごらんください。「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務」、括弧書きの部分を飛ばして読みますが、そこから1行飛ばした3行目の頭のほうです。「の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」という定めが教育委員会のほうに義務づけられています。

その第2項に「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」という定めで、この第2項のところに教育に関し学識経験を有する委員の皆さんの知見を活用させていただきたいという考えでございます。次の2枚目の町の条例ですが、美里町教育委員会評価委員会条例というものを定めて、教育委員会の附属機関として設置しているものでございます。

こちらのほうの条例の内容につきましては、先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、この委員会を置くというのが第1条に定めています。

それで、第2条の所掌事務、これが一番重要になってくるわけですが、「委員会は、教育委員会が実施する点検及び評価について検証を行い、その結果を教育委員会に報告する」ということになります。よって、この条例の第2条に従いまして、最終的に審議、協議が終わりました後に、会長さんの名前で教育委員会宛てに報告をさせていただくということになります。

第3条は、委員は3人以内で組織するという定めになっています。

第4条につきましては、先ほど委嘱状に記載させていただきましたが、委嘱した日から2年間という任期で定めてございます。なお、委嘱を本年の4月1日にさかのぼらせていただきました。評価の対象がそれぞれ4月1日から3月31日までという評価期間でございますので、委員の皆様の任期につきましても合わせさせていただいたということでございます。更には、委員は再任されることができるということを定めています。

それから、会長の選出については、先ほど互選していただきましたように互選によって行うということです。

それから、第6条でございますが、会議の開催については会長が招集し、会議の議長となると定めています。今回は初回でしたので、教育長の名前で皆さんに参集を呼びかけましたが、次回からは齋藤会長さんのお名前で会議を招集させていただくということになります。それか

ら、「委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる」と定めています。

それから、第7条については秘密の保持です。

それから、庶務については、教育委員会教育総務課で行うということを定めています。

これらの法律や条例の定めのもとに、今年度につきましても委員の皆さんに美里町の教育委員会が管理しています事務の執行及び管理について評価、点検をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（齋藤 寧） ありがとうございました。

関連する法令ということで、詳しく評価委員会の法的な位置付けや役割、任務等についてお話をいただきました。

委員さん方から、特にこの件についてお聴きしたいことはございませんか。（「なし」の声あり）

ありがとうございました。

では、5番は終わってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

日程第6 審 議

○議長（齋藤 寧） では、6番目、審議ということで、1）今後のスケジュールについて、課長先生、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、お話をさせていただきます。

若干、冒頭で触れましたが、本日、第1回の会議を開催させていただきました。この後、内容について教育委員会に諮った上で、評価委員会の皆さんのほうに資料をお配りし、そしてその資料に基づいて第2回目の会議で内容の審議をお願いするという流れになると考えてございます。教育委員会では、7月の定例会を7月27日に予定しています。よって、7月27日以降に会議をお願いしまして、第2回の会議を、教育委員会の会議が終了後すぐに資料をお配りしますので、そこから委員の皆さんに目を通していただいて、そして会議を開催させていただきたいと思います。早くても31日の月曜日、あるいは8月1日以降になるかなというふうに考えてございます。こちらにつきましては、委員の皆さんの日程のよろしいところで決めていただければというふうに考えています。

それから、第3回目につきましては、第2回目の会議で御指摘を受けた内容を修正し、委員

の皆様にお届けします。そして、その内容によって、委員の皆様からそれぞれ意見を出していただきたいというふうに考えています。そして、その意見を教育委員会の事務局のほうでまとめまして、それを第3回の会議の資料としていきたいという考えです。皆さんからいただきました意見をもって、その意見の承認をいただきまして、今回の平成29年度の委員会の会議の審議を終了していきたいというふうに考えてございます。

本日、次の第2回目の会議、7月31日以降8月の5日ぐらいまでの期間で、委員の皆様の日程のよろしいところで決めていただければなというふうに思います。7月27日が教育委員会でございますので、その日に教育委員会のほうで協議していただいて、そこで出た意見について修正をし、28日の金曜日には委員の皆さんのところに資料をお届けしたいと考えています。第2回目の日程の調整をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤 寧） わかりました。

確認でございますが、7月27日に教育委員会があり、協議して、その結果について28日に早ければ各委員に内容、資料等を配付すると。そして、今、課長さんから言われました第2回の日程でございますけれども、7月31日、案としては今出ていますが、各委員さん方、この辺のところいかがでしょうか。これは午前中になりますか。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） 私どものほうはどちらでもよろしいです。

○議長（齋藤 寧） そうですか。私からですみませんが31日は、仕事の都合により一日中だめです。8月1日、3日、4日、この3日間は大丈夫でございます。委員さん方、いかがでしょうか。邊見先生。

○委員（邊見俊三） 8月1日でも私はいいと思いますけれども。私自身も31日は都合が悪いので、1日と4日ですか。

○議長（齋藤 寧） 3日、4日も大丈夫ですか。

○委員（邊見俊三） いや、4日。

○委員（新田耕一） わたしは3日以外であればよいです。

○議長（齋藤 寧） そうすると1日ですね。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） 時間はいかがしますか。

○議長（齋藤 寧） 8月1日、第2回目。火曜日ですね。時間帯はいかがしますか。

○委員（新田耕一） その日は何もありません。10時でも。

○議長（齋藤 寧） この時間ぐらいでいいですか。もっと早めたほうがいいですか。10時ぐらい。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） できれば午後の２時ぐらいで良いのではないかと思います。会議は、２時間以上はかからないと思いますが、１０時に開始して会議がもし延びてしまつとお昼にかかるので。皆さんがよろしければ、できれば午後２時にお願いできないでしょうか。

○議長（齋藤 寧） １日の午後２時から、南郷庁舎ということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） よろしく、お願いします。

○議長（齋藤 寧） では、第２回目、８月１日火曜日２時から南郷庁舎ということで確認いたしました。課長さん、３回目はまたでいいですか。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） お盆前にやるとすると８月１０日がぎりぎりだなと思って資料には１０日と書いたのですが、もし場合によってはお盆後になることもあるかと思えます。これは第２回目の会議のときに決めるということではいかがでしょうか。

○議長（齋藤 寧） 第３回目については、第２回の会議の中で決定していくということにしたいと思えます。

今後のスケジュールについて今確認いたしました。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、２）報告書の構成ということで、課長先生、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、もう一つのお配りしております資料の、左上でとじた資料について、御説明申し上げます。

今回、作業の時間配分がなかなかうまくいわずに、今回出せる内容がそれほど多くはないのですが、まず、表紙にありますように、今回は平成２８年度の事業についての評価でございます。

目次をお開きください。「はじめに」と、それから、のところの教育委員会の概要、会議運営等、ここは昨年と同様です。これらについては今年度も必要であると考えていますので、同じような形で掲載をしていきたいと思えます。

それから、次の点検・評価、がございしますが、昨年はこの中の１の点検・評価の対象と方法、それから３の点検・評価の結果を行いました。しかし、今回は、２の前年度の課題の改善状況、前年度御指摘受けたものがどのように改善しているのかというところを教育委員会の中できちんと確認をして、それをまとめていきたいと思っています。の点検・評価の中では、この２番目の前年度の課題の改善状況というのが、今年度新しく取り組む内容でございます。

それから、点検・評価の結果は前年度と同様でございますが、この３の点検・評価の結果の

中の（２）の教育委員会が管理及び執行する事務、こちらのほうについては、若干、評価の仕方を変えていきたいと思います。これは後ほど御説明をいたします。

それから、、評価委員会からの意見、皆さんからの意見を頂戴します。そして のまとめとなります。それらを委員の皆さんからいただいた意見、それから教育委員会の中で自己点検した中でのそれぞれ課題が明らかになってきますが、その課題に対する改善策をまとめていくというようになると考えています。この 、 については前年度と同様に進めていく考えです。構成は主にこのような形で考えていました。

それでは、最初の の教育委員会の概要のほうから、ページ順に説明していきます。

こちら、最初１ページは「はじめに」です。この報告書がどういうものであるのか、そして何を目的としているのかというところを書いています。

この報告書は地方教育行政の云々法律の規定に基づいて、教育委員会が毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、公表するものですということで、これがいずれ公表する報告書になるということです。

それから、教育委員会の自己点検・自己評価の目的は、合議制の教育委員会がみずからの活動のほか、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行うことで、町民への説明責任を果たすことにありますと記述しました。目的は、先ほど教育長からも冒頭の挨拶で申し上げましたように、町民への説明責任を果たすというところがございます。

また、自己点検・評価の結果から、今後の取り組みの改善につなげ、合理的かつ効果的な教育行政の一層の推進につなげていくものであります。説明責任を果たすということが第一義的な目的でございますが、それとあわせて、今後の事務の改善につなげていくというのが２つ目の目的になります。

次、２ページをお開きください。こちらのほうは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第２１条の抜粋でございます。それから２７条の抜粋でございます。

それから、３ページにつきましては、教育委員会の概要、会議運営等について記述しています。こちらのほうも前年度と同じ文面で掲載しています。委員の名簿の中で前年度から変更になりましたのは、２９年２月１９日で任期が切れましてお二人目の委員長職務代行者であります成澤明子委員が、２９年２月２０日から３３年２月１９日までの任期で再任されましたので、ここが２期目ということで、それぞれの就任年月日、それから任期が変更になってございます。

それから、４ページ目は、教育委員会の組織を掲載しています。これは４月１日現在で掲載

しています。

前年度から比べて変更となっておりますのは、まず一番左側に二重囲みで教育委員会がいますが、そこにぶら下がっています事務局、教育総務課の中にそれぞれ係があります。総務係、学校教育係、管理係、ここまでは前年度までございました。しかし、4行目の学校給食係が平成29年度から新しくできました。学校給食をこれまで学校長管理のもとで行ってききましたが、これを、平成29年度から全部公会計化にしまして、町の会計の中で運営をしています。そして主宰といいますか実施する責任者は町長でございまして、その事務を教育委員会が全て一手に引き受けて行うということです。かなりの事務量が発生しておりますので、これまで学校教育係の中で行ってきた学校給食の係を独立させまして、学校給食係という係を新たに設けました。29年4月1日から設けた新しい係でございます。

それから、教育機関の小学校・中学校・幼稚園、こちらのほうは新しく幼稚園、小学校、中学校ができておりませんのでこのままでございます。共同調理場につきましてもこのままでございます。

文学館・図書館・資料館、この中に1つ新しくできたものがございます。美里町近代文学館、小牛田図書館、南郷図書館、ここまでは前年度と同様ですが、美里町郷土資料館というものが4月1日付で設置されています。これは小牛田地区の御蔵場地区にあります旧宮城理容美容専門学校、そちらの校舎を2年前に町が取得しました。廃校になって、その校舎の所有についてその学校法人が町のほうに相談に参りまして、ぜひ買い取ってくれないかということで買い取ってございます。その旧宮城理容美容学校はかなり広い建物がございますが、その中の一角、1階部分でございますが、そちらの一角です。一角の部分を郷土資料の保管と展示に活用してはどうかということで、町長部局と協議をしまして、その郷土資料の保管と展示に活用することになりました。それに伴い、3月の議会で条例設置をしまして、4月1日から郷土資料館の設置が行われたということです。こちらの郷土資料館につきましては、現在予定としましては8月の5日ないしは次の12日ぐらいのオープンを目指して現在準備を進めているところでございます。この美里町郷土資料館が新しく追加されたものでございます。

それから、附属機関の中では、一番下でございますいじめ防止対策委員会、それぞれこの附属機関の前にも美里町という町の名前が入りますが、美里町いじめ防止対策委員会、こちらのほうが本年2月1日現在で新たに設置された附属機関でございます。

これが前年度から変更になった内容でございます。3カ所について前年度から新たに追加になったものでございます。

次は、5 ページになります。教育委員会の関連経費。一番下に米印で書いていますが、まだ決算額が確定しておりませんので、今後、額が若干変更する場合もございます。しかし、おおむねこのような形で固まってきていますので、ここに掲載してございます。

教育費について全て掲載しています。教育費がそれぞれ教育総務費から学校費があって、そして幼稚園費があり、社会教育費があり、保健体育費等がございます。平成28年度におきましては、合計のところを比較していただければ、その前年度の27年度に比べて431万1,000円の減額となっております。しかし、この金額、13億円の中の431万1,000円ですので、それほど大きな変動ではなく、ほぼ前年度という考えでよいと思います。

合計額は同額でございますが、その中身を見ていきますと、小学校費のほうが少なくなって、中学校費のほうが前年度よりも若干増えているのが一つの傾向です。中学校につきましては、体育館のつり天井の改修、それから不動堂中学校のグラウンドの改修、1,500万円程度ですが、それらも新たにできた事業で、中学校費が増額する原因となっているという状況でございます。

それから、一番下に書いておりますように、一般会計に対しては13.3%、これについても前の年度とそれほど変更はございません。おおむね本町におきましては、多いときで15%、少ないときで11%あるいは10%、10%から15%ぐらいが教育費の一般会計に占める比率でございます。

次、6 ページ以降は教育委員会の会議運営の状況をあらわしています。こちらの作業はまだ十分ではなくて、まとまっているところとまとまっていないところ、特に時間等について途中までしか記載してございません。発言者・回数も12月までの会議しか現在作業が進んでございません。これが5 ページにわたります。こちら後ほど第2回の会議で報告しますが、今回の特徴としましては臨時会がかなり開かれているということと、その臨時会を開く内容となっているのは学校の再編についてが、かなり審議に時間を要しているということでございます。これは平成28年度の特徴になるのかなというふうに考えています。

次に11 ページでございますが、5 番目の教育相談の実施状況です。これについては例年どおりまとめさせていただいたものを掲載してございます。

12 ページ以降の、点検・評価というところで主要な部分でございますが、次にこちらのほうについて説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、点検・評価の対象と方法という、とりあえず最初、どのようなものをどのように評価するのかというのをまとめさせていただきました。

それで、まずここに記載してございますのは、点検・評価の対象はやはり前年度と同じようになると思います。教育委員会の会議運営をまずしなければいけないだろうと思います。それから、法律の第21条に定めている教育委員会が管理及び執行する事務、これらについてもやはり見なくてはいけないだろうと思います。町の総合計画の進捗状況も見なくてはいけないだろうということで、この対象については前年度と同じくしなければいけないというふうに考えています。

それで、次に点検・評価の方法ですが、13ページの(2)でございます。こちらのほうの点検・評価の方法についても、これは教育委員会で作成した原案を評価委員の皆さんに審議していただきまして、意見をいただき、それを教育委員会のほうにフィードバックします。この作業の流れは前年度と同じです。

次に点検・評価の作業内容でございます。この点検・評価の目的の一つでもあります、今後の取り組みの改善につなげていくということです。「前年度に実施した点検・評価によって見つかった改善すべき課題がどのように改善されているかを初めに確認することといたしました」ということで、この点検・評価の方法等をまとめた後、前年度の点検・評価の結果に対する事務局の取り組み、教育委員会の取り組みを確認するといいますが、点検したいと思っています。その次には、前年度に行ったことと同様に、実際に行った平成28年度事業について、「対象とした三つの大項目について、一つ一つをできるだけ詳細にわたり点検・評価することに心がけて作業を行いました」ということです。「そうした中で、今年度は“関連法令が順守されているか”について重点的に点検・評価することとし、「教育委員会が管理及び執行する事務」のそれぞれの事務において関連する法令等一つ一つ拾い上げ、それが確実に守られているのかどうかを確認する作業を新たに追加いたしました」ということで、後ほど資料も配らせていただきながら御説明をしますが、対象はやはり先ほどお話しした前年度と同様の3つの大項目、これについてはやはり点検・評価しなければならないと考えています。

しかし、昨年度の反省としましては、その中で、このようなことをやった、あのようなことをやったというふうには記述していますが、やはり関連法令のところがきちんと守られているかという点検が抜けているという部分がかなり印象的に、教育委員会としては反省しなければいけないと思っていました。これをそれぞれの事務が一個一個、どのような法令に関連しているのか、それらを最初から拾い上げておいて、事務をする上で、それをきちんと読んで、自分の作業が法令に順守しているか、順守できるように点検しながら、作業を行い、事務を行うというふうに心がけていかなければいけないということで、チェックシートといいますが、それ

らの一覧表をつくってございます。それらの作業を今回追加していきたいと考えています。

それから、話の順番があちこちに行って大変申しわけないのですが、その次の、この点検・評価の対象と方法の後には、１４ページにありますように、２番目として前年度の課題の改善状況、これらを載せていきたいと思います。

それで、前年度は１４ページにあります教育委員会の点検・評価で抽出された課題というのは、１４ページにある から までの１１項目でした。教育委員会の会議資料の一部が事前に配布されていないということ、それから、臨時会の会議録の承認を次の定例会議で受けていない。これらをはじめもろもろございますが、これらがどのように改善されているのかということ、これを自己点検でしっかりと記述していきたいというふうに思います。

それから、１５ページにつきましては、評価委員会から指摘された課題でございます。これらについては、どちらかといいますと、翌年度から報告書を作成するときに、その報告の段階で気をつけるべき点というのが 、 、 、３点ございます。これらについて十分気をつけながら記述をしていきたいというふうに思います。それから、 、 、 についても、施策の目標をしっかりと記述するというのもありますが、しっかりとしたものを持つといいますか、それらを行ってきたのか、あるいは青少年健全育成団体の統合整理がどうだったのか、あるいは６番目につきましては非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置をどのように是正したのか、それらについて取り組んできた内容をここに記述したいというふうに考えてございます。

現在、これは作業中でちょっとお示しするところまではできませんでしたので、７月の定例会で教育委員会のほうに諮った上で、８月の会議に間に合わせてお配りしたいというふうに考えてございます。

それから、少し戻っていただきますが、先ほどの１３ページでお話ししました今回新たに追加しました関連法令の順守につきましては、今お配りしております資料の２ページにあります教育委員会の職務権限の中にあります第２１条の１から１９までの項目、追加の資料で配らせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（資料配付）

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 今日お配りした資料は両面になっています。かなりの量といいますか、それぞれの表の上に１）とございますのは、この第２１条の１から１９までのこの番号と一致しているものです。この１から１９までの中で、１３番のスポーツに関することというのは、これは教育委員会の対象外です。あるいは１６番の教育に関する法人に関すること、これも対象外ですので、それらを除いてそれぞれの業務にどのような法令が関連して

いるのかというのを全部拾い上げました。そして、担当者が今後この仕事をする際に、必ずこの法令はきちんと順守するというように心がけていくといくことです。それぞれ職員が担当する業務によって異なりますけれども、それぞれの担当者が担当する業務については関連する法令をきちんとチェックできるように、ということでこの表を作成してございます。

そして、これを今、担当職員のほうにまとめさせているのですが、どのように取り組んできたのか、それを実施状況という欄がありますが、この実施状況の欄に記載していくという形になります。そして、右側の点検という欄がございまして、この点検のところにどのように、マル・バツにするか、あるいはA B Cぐらいの段階で評価するか、それらを記載していくというように考えております。そして、この実施状況の中で、例えばA B Cで評価したときには、結果がCになって、全然守られていないものについては、来年以降どのように改善していくのかというところをまとめていきたいというふうに考えています。こちらのほうの作業が結構ボリュームがありまして、ちょっと今回苦労しているところでございます。

これが今回新たに追加していく関連法令をきちんと順守しているかの内容を点検するための資料として使っていくということです。これを報告書の中にさらに追加していきたいというふうに考えていました。

ここまで御説明を申し上げましたが、これ以降、評価委員会からの意見、あるいはまとめ方などにつきましては、前年度と同様に進めていきたいというふうに考えてございます。

以上が報告書の構成あるいは報告書作成に向けた現段階での教育委員会の考えでございます。以上でございます。

○議長（齋藤 寧） 大変詳しくお話をいただきました。今年度の点検・評価、報告書作成までの動き、それから新しく取り入れて今後改善するための方法ですね、評価の方法等についてもお話をいただきました。

資料についてはもちろんこれから予算的なものも、最終段階でしょうかね、まだまだこれらの部分もあるということですが、今、新しく職務権限のところでございますか、教育委員会の職務権限に関する法令的なもの、新しく資料を示していただいて、どのように取り組んできたのか、そしてそれに対して次年度特にその中で点検、マル・バツなのかA B Cなのか、その評価的なものもまだ決定していませんが、特に下の段階、バツであるとか、例えばCであるとか、それに関連するものとして、次年度への改善までどのように取り組んでいくか、その辺も示すことができればというようなことのお話をいただきました。

今までの説明の中で、何か委員の先生方から、一括してでも構わないのですけれども、特に

今日の段階で、もしございましたらお願いしたいなと思いますけれども。

- 委員（新田耕一） 1つよろしいですか。4ページの教育委員会の組織でございますけれども、附属機関の一番下のいじめ防止対策委員会というのが2月1日にできたというお話でしたけれども、差し支えなければ新しくつくった経緯といたしますか、そのようなことを、お話しできる範囲で構いませんのでお願いしたいと思うのですけれども。

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 国のいじめ防止対策法という法律がありますが、そこに市町村がいじめ防止のための基本方針を定めることが規定されています。それに基づき、本町では昨年の9月に「美里町いじめ防止等基本方針」を制定しました。その「美里町いじめ防止等基本方針」に基づき、町長部局に「いじめ問題連絡協議会」、教育委員会に「いじめ防止対策委員会」を、昨年の11月の議会で条例によって定めました。

いじめ防止対策委員会の委員は10人で、それぞれ学校長の代表、それからPTAの代表、あるいは専門機関であります児童相談所から専門職員の方等をお願いしまして、現在10人で編成してございます。会議については2月、3月に行い、今度8月に3回目の会議を行う予定です。そのような内容でございますが、よろしいですか。

- 委員（新田耕一） わかりました。
- 議長（齋藤 寧） 邊見委員さん、いかがでしょうか。
- 委員（邊見俊三） 今のいじめ防止対策委員会、こっちの教育委員会の会議運営状況にも毎月いじめに関する継続協議がずっとなされていますけれども、いろいろな言葉が、いじめに関する言葉というのが、美里町いじめ対策委員会、これが12月定例会の12月21日にいじめ対策委員会というのがありますし、あと今出たいじめ防止対策委員会、連絡協議会とか、結構いじめに関する言葉がありますよね。ちょっとその関係がよくまだのみ込めないのですけれども、何通りあるのですかね。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 8ページの12月の定例会の12月21日に開催した審議案件の議案第21号美里町いじめ対策委員会、これはいじめ防止の「防止」が抜けてございます。それで、いじめ防止対策委員会の委員の委嘱については、教育委員会のほうに、人事案件でございますので諮る必要がございました。ですので、12月21日にいじめ防止対策委員会を設置するための委員委嘱のための議案をここを出してございます。ですので、いじめ対策委員会となっているのですけれども、いじめ防止の「防止」という字が、すみません、抜けてしまいました。これが、先ほど附属機関として追加になりましたいじめ防止対策委員会でございます。

それから、継続協議になっています、例えば 8 ページ、7 ページにもありますが、基礎学力向上、いじめ対策等について、これは継続協議として、毎回の定例会でこの名称で継続協議を行っています。

- 委員（邊見俊三） いじめ防止連絡協議会、これは。これはまた別ですか。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 何ページにありますか。
- 委員（邊見俊三） 今説明の中で、今、連絡協議会と言っていますが。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 連絡協議会ですね。
- 教育長（佐々木賢治） いいですか、私のほうからよろしいですか。

7 ページをご覧くださいませ。7 ページの 28 年 9 月 15 日の臨時会で、美里町いじめ防止等基本方針（案）についてとありますね。それが根本となるものです。これは町でこの基本方針をつくりまして、この基本方針の中に、1 つは町長部局が設置するいじめ問題対策連絡協議会という一つの組織があります。その基本方針の中に、こういう協議会をつくりなさいと、つくريましょうという規定です。その中に町長部局ではそういったものをつくって、未然防止とかいろいろ対策を講じましょうということです。そして、さらに、教育委員会部局、教育委員会の附属機関として、ここに出ていますいじめ防止対策委員会、そういった 2 つの組織をつくって、基本方針を推進しようとか、いわゆるいじめがないようにしましょうということです。そのほか、重大事態なのかが発生した場合、さらにまた重大事態対策のための組織を立ち上げなくてはならないのですが、基本的にはその 2 つを立ち上げましょうということです。

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 言葉の使い方がちょっと統一していないですね。確認した上で御提示すればよかったのですが。
- 議長（齋藤 寧） 国からの、そのいじめ防止等基本方針というのが一番大きいものですね。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。
- 議長（齋藤 寧） それからおりてきて、町長部局でいじめ問題対策連絡協議会。その下に、教育委員会としていじめ防止対策委員会があると。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。
- 議長（齋藤 寧） 3 つですね。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） いじめ防止等基本方針、そちらについては地方公共団体が設置するとなっていますので、美里町の名前で制定しています。それから、地方公共団体としていじめ問題対策連絡協議会を設置するということになっていますが、それは町長部局です。そして、美里町教育委員会のいじめ防止対策委員会が何をするかといいますと、そのい

じめ問題対策連絡協議会と教育委員会とをつなぐ役割をするという役割になっているようです。連絡協議会のほうは、どちらかという各関係機関が集まっての情報交換といいますか、情報共有するための場でございます。ですので、年3回の定期的な会議を開いて、それぞれ学校等の状況を話し合うということになっています。

- 議長（齋藤 寧） 各小中学校、幼稚園も含めて、学校関係を含めると、いじめ防止対策委員会、いわゆる教育委員会が一番のもととなる組織となって、そこで何かあった場合には今度、例えば関連する町の連絡協議会に行くといえるようになるのですね。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。現場の一番近くにいるのは、教育委員会のいじめ防止対策委員会だと思います。
- 議長（齋藤 寧） そうですね。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 繰り返しになりますが、これは9月に制定したものです。これに基づいて11月の議会で条例を制定し、附属機関を設置したという流れでございます。そして、その11月の議会で条例が制定された後、12月の教育委員会で人事案件として教育委員会の定例会に諮って、そして会議を2月に行ったということで、2月から委員の皆さんにはお願いしているという形です。そのような内容でございます。
- 議長（齋藤 寧） 大変詳しくありがとうございました。お二人の委員さんから貴重な意見を出していただきまして、ありがとうございます。この件はよろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございますか。ちょっと時間も押しています。よろしいですか。

あとは第2回目に実際の内容的な部分、詳しい部分は教育委員会にも提示されるということでございますので、その第2回目に細かい部分、これから審議できるのかなというふうに思っております。

それでは、なければよろしいでしょうか。

それでは、6番目の審議ということで終わらせていただきます。

あとは、課長さん、よろしくお願いします。

日程第7 その他

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、7番目のその他でございますが、委員の皆さんから特にございませんでしょうか。よろしいですか。

教育長さん、よろしいでしょうか。

- 教育長（佐々木賢治） 1つだけ連絡させていただきます。

今、教育委員会でいろいろやっていますが、大きな取り組みは、中学校再編整備に向けた具体的な取り組みということで、今、不動堂中の保護者対象の意見交換会が終わりした。それから、住民への説明と意見交換会、昨日、一昨日と4カ所で、それから来週土日を使ってあと4カ所、それで一通り一応終わるのですが、なかなか3つ一緒にするのがいいだろうと。それは昨年度案を示して意見をいただいて、そういう状況であれば中学校3つもやむを得ないだろうと、そういった心強い意見をいただきました。それに基づいて、今年度、具体的に、じゃあ場所はどこだと。通学はどうするのだと。その辺、具体的に示して、あとは財源ですね、一番大きなのは。その辺なども示しながら、今、意見をいただいているところです。あと、今後、それが通れば、土地を求めて、あとは制服どうするのだとか、いろいろあります、細かなこと。その辺は別に組織を立ち上げてやっていきたいなと。一生懸命頑張っておりますので、いろいろなチラシ等ごらんになっていると思いますが、そういう内容です。よろしくお願いします。

日程第8 閉 会

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、以上をもちまして第1回目の美里町教育委員会評価委員会の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会時刻：午前11時47分

上記の内容は、平成29年度美里町教育委員会評価委員会第1回の会議の内容を、教育次長兼教育総務課長須田政好がまとめたものである。その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

署名委員

署名委員